（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十二条の二十九　施行令第三十九条の四十五の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人の事業所（当該連結親法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写しとする。

2　法第六十八条の十五の二第一項第一号に規定する財務省令で定める理由は、同項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の都合による雇用対策法施行規則附則第八条第二項第四号に規定する労働者の解雇とする。

第二十二条の三十第一項を次のように改める。

施行令第三十九条の四十六第二項に規定する財務省令で定める物質は、土壌汚染対策法施行令第一条第二十一号に掲げる物質とする。

第二十二条の三十第二項から第六項までを削る。

第二十二条の三十二第一項第一号中「第四十四条の三第一項第一号」を「第四十四条の二第一項第一号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同項第二号中「第四十四条の三第一項第二号」を「第四十四条の二第一項第二号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「旧特別措置法」に改め、同項第三号中「第四十四条の三第一項第三号」を「第四十四条の二第一項第三号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「旧特別措置法」に改め、同項第四号中「第四十四条の三第一項第四号」を「第四十四条の二第一項第四号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「旧特別措置法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十二条の三十七の二　施行令第三十九条の五十三第三項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の二十六第一項の規定の適用を受けようとする減価償却資産が同項に規定する実施計画に記載されていることが明らかとなる書類及び総務大臣の当該実施計画につき電気通信基盤充実臨時措置法第四条第一項の認定（同法第五条第一項の規定による認定を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。

第二十二条の三十八を削る。

第二十二条の三十九の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「第三十九条の六十第八項及び第九項」を「第三十九条の六十第三項から第六項まで」に改め、同項を同条とし、同条を第二十二条の三十八とする。

第二十二条の三十九の二第七項中「第二十条の十八の二第四項」を「第二十条の十八第四項」に改め、同条を第二十二条の三十九とする。

第二十二条の四十を次のように改める。

（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）

第二十二条の四十　施行令第三十九条の六十二に規定する財務省令で定める書類は、厚生労働大臣の法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人につき次世代育成支援対策推進法第十三条の認定（当該連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する指定期間内において最初に受けるものに限る。）をした旨を証する書類の写し及び当該認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の同条第二項第一号に規定する計画期間が明らかとなる書類の写しとする。

第二十二条の四十一を次のように改める。

（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）

第二十二条の四十一　施行令第三十九条の六十三第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の三十四第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第六条第一項に規定する申請書の写し及び都道府県知事の同法第七条第三項の登録をした旨を証する書類の写しとする。

第二十二条の四十二の見出しを「（特定再開発建築物等の割増償却）」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第三十九条の六十四第七項」を「第三十九条の六十四第五項」に改め、同項第一号中「第二十条の二十一第五項第一号」を「第二十条の二十一第四項第一号」に改め、同項第二号中「第二十条の二十一第五項第二号」を「第二十条の二十一第四項第二号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第二十条の二十一第五項第四号又は第五号」を「第二十条の二十一第四項第三号又は第四号」に、「第二十条の二十一第五項第四号又は第五号」を「第四十七条の二十一第四項第三号又は第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第三項とする。

第二十二条の四十四第五号中「以下この条」を「次号及び第七号」に改める。

第二十二条の四十五第一項中「以下この条」を「次項及び第四項」に改め、同条第七項中「第三十九条の七十二第九項」に改める。

第二十二条の六十第一項中「この条」を「この項及び第四項」に改め、同条第三項中「以下この条」を「第五項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十二条の六十の二第一項第三号ロ、第四号ロ及び第五号ロ並びに同条第二項第一号イ、第二号イ、第三号、第四号ロ及び第五号ロ中「按分する」を「按分する」に改める。

第二十二条の六十四の見出しを「（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）」に改め、同条第一項中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第八項第三号中「この項」を「この号及び第七号」に改め、同項第四号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第九項第三号中「この項」を「この号、第五号及び第七号」に改め、同項第四号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の六十五の見出しを「（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）」に改め、同条第一項中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第三項第一号中「買取り等（以下この項及び第五項」に改める。

第二十二条の六十六の見出しを「（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）」に改め、同条第二項中「あん分して」を「按分して」に改める。

第二十二条の六十七の見出しを「（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）」に改める。

第二十二条の六十八の見出しを「（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）」に改める。

第二十二条の六十九の見出しを「（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第三十九条の百六第七項第三号ロ」を「第三十九条の百六第二項第三号ロ」に、「表の第十四号」を「法第六十八条の七十八第一項の表（以下この条において「表」という。）の第七号」に、「同項第三号イ」を「施行令第三十九条の百六第二項第三号イ」に、「溜池」を「ため池」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第三十九条の百六第十五項第一号」を「第三十九条の百六第八項第一号」に改め、同項第一号中「第三十九条の百六第八項」を「以下この項」に、「第三号」に改め、同項第二号中「第三十九条の百六第十七項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十七項」を「第三十九条の七第三十四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「含む。以下この条」を「含む。次項及び第五項」に、「第三十九条の百六第四十六項」を「第三十九条の百六第三十九項」に、「第八号」に、「第三十九条の七第七項」を「第三十九条の七第五項」に、「いう。以下この条」を「いう。次項及び第五項」に改め、同項第一号中「区域（以下この項及び次項第三号」に改め、同項第二号中「当該買換資産がイに掲げる場合に該当し、かつ、当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものであるときは、当該地域及び表の第一号の下欄に規定する市街化区域と定められた区域（以下この項において「市街化区域」という。）以外の地域）」を削り、同号イ及びロを次のように改める。

イ　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域